⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　日本年金機構が入札説明書で指定する技術等のうち、必須とした最低限の要求をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書に定める総合評価により選定した者をもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次順位の者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Deputy of President : Takashi Takeuchi, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Call center business support service 1 set
⑷　Performance period : From date of contract through 30, April 2017
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for Tender : 4 : 00 PM, 31 May, 2012
⑻　Contact point for the notice : Kenichi Miyata, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年４月 10 日
支出負担行為担当官
中国地方整備局副局長　安田　　実
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第３号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　水島港水島玉島地区臨港道路（渡河部）橋梁下部工事（その４）(電子入札対象案件)
⑶　工事場所　岡山県倉敷市高梁川河口
⑷　工事内容　ＲＣ橋脚工（Ｒ－Ｐ３）１式、ＲＣ橋脚工(Ｒ－Ｐ４)１式、ＲＣ橋脚工(Ｒ－Ｐ５）１式、ＲＣ橋脚工（Ｒ－Ｐ６）１式、ＲＣ橋脚工(Ｒ－Ｐ７)１式、ＲＣ橋脚工(Ｒ－Ｐ15）１式、雑工　１式
なお、詳細は入札説明書を参照すること。
⑸　工期　契約締結日から平成26年３月20日までとする。
⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、入札時に「鋼管矢板井筒の止水性向上に資する施工に関する技術提案」及び「躯体コンクリートの品質向上に関する技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「標準Ⅰ型」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるか否かを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額で持って応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
⑽　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。(入札説明書参照。)
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格
本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑿に示す要件をすべて満たさなければならない。
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体又は単体有資格業者にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。)
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、950点以上の者であること。)
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・海上において杭径800㎜以上、杭長24m以上の鋼管杭または鋼管矢板を打設した工事
なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成13年３月30日付け国港建第110号）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。